

相続税対策の切り札！ 贈与徹底活用（相続時精算課税制度：受贈財産が値下がりした場合）（その 14）

相続時精算課税制度は上手に活用すると相続税の負担軽減に大いに役立ちます。（既報No.028 参照）

相続時精算課税によって受けた財産は、贈与の時の価額でその贈与者の相続財産に加算して相続税で課税関係が精算されます。そのため、贈与を受けた後に受贈財産が値下がりすると相続税の負担が重くなるなど、以下のようなデメリットがありますので、慎重な判断が欠かせません。

（1）一度選択すると暦年贈与に戻れない

相続時精算課税の贈与を一度選択すると、生涯継続して適用されることとなり、特定贈与者からの贈与については、暦年贈与制度の年 110 万円の基礎控除を受けることはできなくなります。さらに、暦年贈与の場合、被相続人の相続開始前 3 年を超える贈与については生前贈与加算の対象となりませんが、相続時精算課税においては贈与の時期が相続開始前 3 年を超えていても相続財産に加算されることとなります。

（2）贈与を受けた宅地等は小規模宅地等の特例の適用が受けられない

小規模宅地等の特例の適用については、相続又は遺贈により取得した財産に対して適用が認められており、贈与により取得した財産については適用財産に含まれていませんので、贈与を受けた土地が相続税の計算上相続財産に加算された場合においても、小規模宅地等の特例は適用されません。

（3）相続時精算課税による贈与財産は物納適格財産に該当しない

物納に充てることができる財産はその相続税の課税価格計算の基礎となった財産（その財産により取得した財産を含む）ですが、相続時精算課税による贈与財産は適用除外とされています。

（4）贈与財産の価額が値下がりした場合

相続時精算課税による贈与を受けた財産の価額が、相続時精算課税に係る贈与者の死亡までの間に値下がりした場合には、その受贈者の相続税だけでなく、他の共同相続人の相続税の負担も重くなります。

【設例】 相続時精算課税による贈与を受けた財産の価額が、特定贈与者の死亡までの間に値下がりした場合に、他の共同相続人の相続税の負担にも影響を与えることを設例で検証します。

- ① 被相続人 父（平成 30 年 3 月死亡）
- ② 相続人 長男・長女
- ③ 父の相続財産（相続時精算課税による贈与を除く） 2 億円
- ④ 相続時精算課税による贈与 長男へ自社株 2 億円を贈与している
- ⑤ 遺産分割 相続財産は長女が全額相続する
- ⑥ その他 自社株は父の死亡時には 1 億円に値下がりしている
- ⑦ 相続税の計算

（単位：万円）

	相続時精算課税贈与が行われた場合			相続時精算課税贈与がなかった場合		
	長男	長女	合計	長男	長女	合計
相続財産	0	20,000	20,000	10,000	20,000	30,000
相続時精算課税適用財産	20,000	0	20,000	—	—	—
課税価格	20,000	20,000	40,000	10,000	20,000	30,000
基礎控除額	4,200		4,200	4,200		4,200
課税遺産総額	35,800		35,800	25,800		25,800
相続税の総額	10,920		10,920	6,920		6,920
各人の算出税額	5,460	5,460	10,920	2,307	4,613	6,920
贈与税密削控除	△3,500	—	△3,500	—	—	—
納付すべき相続税額	1,960	5,460	7,420	2,307	4,613	6,920
合計（相続税+贈与税）	5,460	5,460	10,920	2,307	4,613	6,920

相続時精算課税によって贈与を受けた財産が値下がりしたことから、贈与をしなかった場合と比較してトータルで相続税は 4,000 万円重くなっています。さらに、その内訳をみると、長男は税負担が 3,153 万円（5,460 万円－2,307 万円）重くなり、相続時精算課税によって贈与を受けていない長女の相続税も 847 万円重くなってしまいますので、相続人間におけるトラブルが発生することが懸念されます。

（文責：山本和義）